

資料編

1 奈良市高齢者保健福祉推進協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の推進及び見直しに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めため、奈良市高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求め事項は、次のとおりとする。

- (1) 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。
- (2) 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (3) その他前2号に関連する事項に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体並びに市民を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めものとする。

(運営)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めすることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、協議会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、介護福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年5月13日から施行する。

(奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱の廃止)

2 奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱（平成13年奈良市告示第59号）は、廃止する。

2 奈良市高齢者保健福祉推進協議会委員名簿

(敬省略、順不同)

| 氏名 | 役職名等 |
|--------|-----------------------------|
| ◎山下 憲昭 | 大谷大学教授 |
| 国分 清和 | 奈良市医師会 会長 |
| 細田 博之 | 奈良市歯科医師会 会長 |
| 七海 朗 | 奈良市薬剤師会 会長 |
| 荒田 久美子 | 奈良県看護協会 常任理事 |
| 中村 泰三 | 奈良市民生児童委員協議会連合会 副会長 |
| 矢追 義法 | 奈良市老人福祉施設連絡協議会 副会長 |
| 稲葉 美和 | 奈良市社会福祉協議会 生活支援課長 |
| 山崎 靖子 | NPO 法人Nネット 後見委員会委員 |
| 安場 裕 | NPO 法人奈良県介護支援専門員協会 奈良市支部会担当 |
| 東浦 和男 | 奈良市自治連合会 副会長 |
| 峠 宏明 | 奈良市万年青年クラブ連合会 会長 |
| 植原 敏子 | 奈良市地域婦人団体連絡協議会 会長 |
| 木村 秀子 | 認知症の人と家族の会奈良県支部 副代表 |

◎：座長



3 奈良市高齢者保健福祉推進協議会開催経緯

| 年度 | 開催日 | 議 題 |
|------------|--------------------------|---|
| 平成 30年度 | 平成30年(2018年) 8月28日(火) | 第1回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画の実績報告について 3. 奈良市地域密着型サービスの運営について |
| | 平成31年(2019年) 3月19日(火) | 第2回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画の進捗及び実績報告について 3. 奈良市地域密着型サービスの運営について |
| 令和 元年度 | 令和元年(2019年) 8月28日(水) | 第1回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画の実績報告について 3. 奈良市地域密着型サービスの運営について |
| | 令和2年(2020年) 3月17日(火) | 第2回(書面会議) 1. 第8期介護保険事業計画策定のスケジュール等について 2. 奈良市地域密着型サービスの運営について |
| 令和 2年度 | 令和2年(2020年) 8月27日(木) | 第1回(書面会議) 1. 令和元年度の介護給付費の実績報告について 2. 「在宅介護実態調査」及び「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」の結果速報について |
| | 10月27日(火) | 第2回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)について |
| | 11月26日(木) | 第3回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)について |
| | 令和3年(2021年) 2月3日(水) | 第4回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)について |

4 奈良市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会開催経緯

| 年度 | 開催日 | 議 題 |
|-----------|-------------------------|---|
| 令和 2年度 | 令和3年(2021年) 2月25日(木) | 第1回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画に ついて 審議結果 承認 |



5 パブリックコメントの実施結果

奈良市では、2020年（令和2年）12月18日から2021年（令和3年）1月18日までの間、奈良市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画（素案）に対する意見募集を行いました。寄せられた意見の概要と寄せられた意見についての本市の考え方を次の通り示します。

〔1〕意見の提出状況

- (1) 意見の提出件数 6件
 (2) 意見の提出方法 メール 3件、 ファックス 2件、 窓口提出 1件

〔2〕意見の概要及び市の考え方

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|------------|---|---|
| 総合事業について | <p>【総合事業について】</p> <p>■要支援者の施策については、介護予防や生活支援のサービスが後退し結果として要介護への進行や重度化にならないような総合事業を運営してほしい。</p> <p>事業者にとっても事業の継続ができるような報酬とすべきと考えている。</p> <p>介護保険利用や介護相談があった場合は、要介護認定申請の案内を行い、地域包括支援センター等につなぎ、専門家による要介護認定の申請受付を行ってほしい。</p> | <p>■本市では、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、要支援1・2の方を対象とする従来サービスである「訪問介護（ホームヘルパー）」と「通所介護（デイサービス）」に加えて、短期間で集中的に専門職が支援する「通所型サービス」、「訪問型サービス」と「通所型の住民主体のサービス」を市独自で創設しました。</p> <p>また、介護予防事業では、全ての高齢者を対象に、福祉センターや公民館など身近な場所で、積極的に介護予防活動に取り組んでいただけるよう通いの場などを拡充しており、元気な高齢者から要支援の方まで、どのような状態に変化しても切れ目なくサービスが提供できる事業をめざしております。なお、継続した事業実施ができるように報酬等については、従来サービスの報酬を基準に設定しております。引き続き、介護保険利用や介護相談があった場合には、市や地域包括支援センターにつなげていけるようパンフレットやホームページ等で案内いたします。</p> <p>（→P53参照）</p> |
| 地域包括ケアについて | <p>【地域包括支援センターについて】</p> <p>■地域包括支援センターについては、職員が3名程度で運営されているが、人員の充実を図り体制の強化が必要であると考えます。また、各センターの相談支援機能を持つ基幹型の支援センターの役割も重要であり、機能・人員体制も強化し予算もしっかり確保していただきたい。さらに、第8期計画においてセンターをせめて1中学校区に1ヶ所へ向けて何ヶ所か増やす計画を持つべきと考えます。</p> | <p>■地域包括支援センターの職員の員数については、介護保険法施行規則に基づき適正な人員配置をしております。また、本市では地域包括支援センターの業務状況等を把握するため事業評価を実施するほか、その機能を適切に発揮することができるよう、基幹型地域包括支援センターによる指導や助言等の後方支援を行い強化に努めています。</p> <p>（→P58参照）</p> |

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----------|--|--|
| 認知症施策について | <p>【認知症対策について】</p> <p>■奈良市安心・安全“なら”見守りネットワークに関して、認知症高齢者が行方不明になった時、探し出し保護する方法が不十分で整備されていないと思う。福祉・介護事業所だけでなく市民や様々な業種等を巻き込んだ、また市や県といった行政単位に制限されない市町村・都道府県間の連携を基にした、見守り・探索の方法が必要と考える。また、検索する際に探索者が空き家等の私有地に立ち入ることを許可する権限等も必要ではないか。行方不明高齢者を防ぐための市ぐるみのネットワーク等の取り組みのさらなる推進を要望する。</p> | <p>■奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク事業は、認知症等で行方不明になる可能性のある方の情報を事前に登録し、所在がわからなくなった時の早期発見に役立てるものです。協力者は、市からの依頼メールにより、認知症で行方不明になられた方等の発見に協力をいただいたり、協力協定事業者は、日常業務のなかで気になる方（世帯）の情報や気づいた内容について市へ連絡を入れていただくといった方法で見守り活動を行っています。</p> <p>今後、市民や民生委員・児童委員等の福祉関係者への普及啓発と新聞配達や配食サービス等の協力協定事業者の拡充に取り組みながら、奈良県や隣接する市町村、警察等の関係機関と連携してまいります。</p> <p>また、ICTを活用した新しい見守り活動の充実をめざし、事業の推進に努めてまいります。</p> <p>(→P 60参照)</p> |
| | <p>■認知症高齢者と家族の支援策、見守りの施策をさらに予算的にも拡充すべきである。また、サポーター養成講座・キャラバンメイト活動への教材や経験交流等の支援、オレンジカフェへの支援もお願いしたい。</p> | <p>■令和2年度より各地域包括支援センターにおいて、認知症初期集中支援チームの設置と認知症カフェの開催を実施し、認知症の方や家族への支援の充実を図っています。また、キャラバンメイトの活動支援や企業や地域でのサポーター養成講座、オレンジカフェの支援等も行っており、引き続き活動支援に取り組んでまいります。</p> <p>(→P 60参照)</p> |
| 施設整備について | <p>【施設整備について】</p> <p>■認知症への対策としても重要な地域密着型サービス、とりわけ（看護）小規模多機能居宅介護は、せめて第8期に数か所の拡大計画は持つべきと考える。グループホームについても拡大の計画がされているが、更なる増設を要望する。</p> | <p>■施設整備につきましては、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホームなどの整備計画を検討するにあたり、施設の空き状況、待機者数、高齢者人口の推移、3年間の申し込み予想数、他施設の整備状況等を調査し検討を行い第8期の整備計画を作成したものでございます。</p> <p>また、小規模多機能居宅介護事業所などのその他の施設整備においても、地域の実情等を勘案し、今回いただきましたご意見も参考として、今後の施設整備計画を検討してまいります。</p> <p>(→P 64～65参照)</p> |



| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|------------|---|--|
| 施設整備について | <p>■ 特別養護老人ホームを第7期につづき整備を見込まないとされています。特養ホームが原則要介護3以上となったものの重介護で月額利用料等総額で利用者負担15万円以下の介護施設（特養、老健、有料老人ホーム、グループホーム等）では切実な状況の待機者が増加し、「特例入所」の対象者も実際には入所が困難な状況にあります。介護難民の増加が心配です。高齢化の進展、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加、要介護・認知症高齢者の増加を見込めば、特養ホームの増床整備は必要と思われます。</p> <p>■ 介護老人保健施設を100床整備する必要はない。 介護施設（介護老人保健施設や特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）の中には、待機者もなく入所にまだまだ余裕のある施設や、介護人材不足のため使用できないベッドを持つ介護施設がある。このような状況下で、介護老人保健施設を100床整備する必要はなく、既存の施設を有効活用することを第一に考えて頂きたい。</p> | |
| 保険料の設定について | <p>【保険料の設定について】</p> <p>■ 県・市の基金の取り崩しも行い、引き上げを軽減すること、15段階以上にすること、低所得者への減免措置を行うことをお願いしたい。</p> <p>■ 乗数を応能負担に変えてください。 また、区分表の最高所得金額を現在の「1,000万円以上」を引き上げてください。</p> | <p>■ 介護保険料の設定については、基金を活用するなどした上で、適切な保険料の設定に努めてまいります。また、介護保険料の乗数（基準額に対する割合）については、介護保険法施行令に基づき、市民税の課税状況や所得（収入）状況等により判断し決定してまいります。</p> <p>最高所得額や段階の設定数値につきましても、高齢者人口の推移、介護認定者率や所得の分布割合なども考慮し総合的に判断し設定してまいります。</p> <p>今後も、介護保険料の負担軽減が図れるよう国にも働きかけてまいります。 (→P74～83参照)</p> |

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-------------|--|--|
| 介護人材の確保について | <p>【介護人材の確保について】</p> <p>■介護人材の確保について、「介護サービス事業所と地域住民との交流や学生の職場体験、イベントへの参加等の促進」で、「幅広い世代へ向けた介護職のイメージアップにつなげる」と書かれていますが、もっと具体的、直接的な専門職としての介護人材確保策を実施してもらいたい。</p> <p>奈良市の独自施策（または上乘せ）として検討、実施はできないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の養成校に入学した場合に、入学祝金の支給や奨学金（無利子）の貸与。 ・介護初任者研修や実務者研修など各種研修受講者に対する助成制度。 ・介護人材バンク等、離職している介護職員向けの再就職相談事業など。 ・介護人材の確保対策として、介護施設や事業所に就職した場合に就職支度金や赴任費などの支給。 ・ケアマネージャーの資格取得のための研修費用の一部を助成。資格取得のための研修や更新研修への費用助成制度を設ける。など。 | <p>■介護保険サービス等の担い手である介護人材の確保が、全国的に大きな課題となっています。団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、市民が必要なサービスを利用するためには、十分に介護人材を確保できることが必要です。必要となる介護人材の確保に向け、いただいたご意見を参考に、県とも連携を取りながら検討してまいります。また、人材確保施策における市への財政支援について、国や県へ要望してまいります。</p> <p>(→P67参照)</p> |
| 感染症対策について | <p>【感染症対策について】</p> <p>■新型コロナウイルスで要介護者や市民はもとより多くの介護事業者が困難と緊張を強いられている。介護保険財源とは別にPCR検査の公費での実施や事業継続への支援をしてほしい。各事業者が感染防止対策を強化・徹底しているが、感染が発生したときの資金面の支援もしてほしい。</p> | <p>■PCR検査の実施等につきましては、いただいたご意見を参考に、関係部署と連携し、検討してまいります。また、介護事業者が新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者に対応された場合には、国の補助金等を活用し、適切に支援に努めてまいります。</p> <p>(→P61参照)</p> |
| その他 | <p>【万年青年クラブ活動への支援】</p> <p>■万年青年クラブの活動内容（参加内容）が不明であるので、PRが必要ではないか。</p> | <p>■ご指摘を踏まえ、万年青年クラブ活動内容を分かりやすく紹介し、今後もPRに努めてまいります。</p> <p>(→P33、P52参照)</p> |

奈良市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画
(奈良市地域包括ケアシステム推進計画)

令和3年(2021年)3月

発行／奈良市 福祉部

福祉政策課 長寿福祉課 介護福祉課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号



奈良市